

告示第5号

上田地域広域連合の公の施設における使用料等の徴収（収納）を地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき下記のとおり委託しましたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月25日

上田地域広域連合長 土屋 陽



受託者	委託期間	管理対象施設
上田市上丸子 1612 番地 一般財団法人 上田市地域振興事業団 理事長 小相澤 隆幸	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	上田創造館